

第9回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第9回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年1月25日、第9回総会は市役所2階2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年1月25日(火)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年1月25日(火)午後2時00分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

10番 飛澤 教男

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第5号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(阿部 剛夫  
職務代理者)

本日は、飛澤会長から欠席の連絡がございました。  
現在、委員10名中9名の出席です。  
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第9回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章9番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章9番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございました。  
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。  
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長  
(報告第1号)

異議なしと認め、議事録署名委員には1番高森委員と2番古舘委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。  
(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は9件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。

ちょっとレイアウトが見にくかったので、先にご説明させていただきます。2番ですが、2ページ目にわたる形になっております。それから3番と4番が届出人の住所氏名が同じになっておりますが、こちらは農地の所有者が別でしたので、届出書も別々に出ておりました関係で同じ方のお名前が載っております。

それでは、1月分届出合計を読み上げて報告といたします。

4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査

議案書は5ページになります。申請地所在図は1ページです。併せて資料ナンバー1をご用意ください。

(議案第1号及び議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1でご説明いたします。

1月17日に月当番の畠山委員と地区担当の澤田委員と事務局で申請地を確認しました。

2の権利移転の理由欄の譲受人は(1)規模拡大です。譲渡人は、5の他市町村へ転出による農業廃止です。

資料ナンバー1の裏面をご覧ください。3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況のうち(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当ありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。

なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということのことでした。

以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。特に問題はないと見てまいりました。審議よろしくお願います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査

付議番号2番をご説明いたします。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1-2でご説明いたします。

1月17日に月当番の畠山委員と地区担当の佐々木優推進委員と事務局から私で申請地を確認いたしました。

2の権利移転の理由欄の譲受人は(8)受贈で、譲渡人は、30その他で、譲渡し人の父親が農業経営を行っていたが、本人は農業はしていなかったということで、甥である譲受人が農業を開始する時に使用貸借を開始しまして、そ

の農地を贈与するものです。

資料の裏面をご覧ください。3 農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項該当の状況のうち、(1) 移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2) 移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で貸付地となります。(3) 農地法第 3 条第 2 項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7 番の項目については、該当ありません。従いまして、6 の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

以上で説明を終わります。

- |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長       | 次に、月当番 8 番畠山委員に発言を許します。畠山委員。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8 番畠山委員   | 8 番畠山です。許可相当と見てまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長       | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                               |
|           | (「なし」の声あり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長       | 質疑がないようですので、これで付議番号 2 番の審議を終わります。<br>以上で議案第 1 号の審議を終了いたしました。<br>これより、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。                                                                                                                                                       |
|           | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長       | はい、よろしいです。全員賛成であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (議案第 2 号) | 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。<br>付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。                                                                                                                                                                                                                          |
| 中屋次長      | 議案書の 6 ページをお開き願います。<br>(議案書の議案第 2 号を朗読)<br>付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 3 ページ、資料のナンバー 2 をご用意願います。<br>(議案第 2 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)<br>資料ナンバー 2 をご覧願います。<br>令和 4 年 1 月 17 日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。<br>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1) 農地の種類は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内の農地で第 3 種農 |

地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみていずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で準工業地域でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

- |          |                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長      | 次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。                                                                                                         |
| 8番畠山委員   | 8番畠山です。問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく願いいたします。                                                                                                |
| 議 長      | 説明が終わりました。<br>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。<br>6番福士委員どうぞ。                                                                          |
| 6番福士永輝委員 | 6番福士です。駐車場が、他の面積も入っているんですが、108台分とかなり広いと言うか、いっぱい置けるようなんですが、住宅地図を見ますとそんなに、住宅といいますか、公共の建物も見当たらないようなんですが。108台、実際おけるような事業というか、内容なんでしょうか。 |
| 議 長      | 中屋次長。                                                                                                                               |
| 中屋次長     | 配置図が提出されておりました、108台分の内容が書いてございました。ここの、南側なんですけども、〇〇〇〇と書いてあるところより北の部分、ここは〇〇〇〇でございます。なので、イベントが行われることがあるということかなと見てまいりました。               |
| 議 長      | 福士委員。                                                                                                                               |
| 6番福士永輝委員 | 駐車場が広がったのが、〇〇〇〇といいますか、子供が遊ぶところにつぶされましたが、その隣の隣になるんですか。                                                                               |
| 議 長      | 畠山委員、補足をお願いします。                                                                                                                     |
| 8番畠山一伸委員 | 〇〇〇〇と書いてありますよね。その国道側の細長いところです。それで、よろしいですか。                                                                                          |
| 議 長      | 後はございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)                                                                                                        |

議長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。      以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。      これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
議長	<p>全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p>
(議案第3号)	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。      付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の7ページをご覧ください。      (議案書の議案第3号を朗読)      付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3をご用意願います。      (議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)      資料ナンバー3をご用意願います。      令和4年1月17日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。      1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地で第3種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)農地法関連手続は該当いたしません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で第1種住居地域でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。      以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。      なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。      説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。</p>
8番畠山委員	<p>8番畠山です。意義はないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。      これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。  
以上で、議案第 3 号の審議が終了いたしました。

これより、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

(議案第 4 号)

次に、議案第 4 号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 8 ページをお開き願います。

(議案書の議案第 4 号を朗読)

付議番号 1 番についてご説明いたします。

(議案第 4 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 4 をご覧願います。

令和 4 年 1 月 17 日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。

調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが、(4) その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 1 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 8 番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8 番畠山委員

8 番畠山です。問題ないものと見てきました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  
7 番去石委員。



7 番去石徹委員 7 番去石です。参考までにお聞きしたいんですけど、ここには今、住んでいるんでしょうか。もしわかりましたら。

中屋次長 住宅はあるんですけども、人はいらっしやらないのではないかと。

議長 後はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。以上で議案第 4 号の審議を終了いたしました。これより、議案第 4 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成であります。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第 5 号) 次に、議案第 5 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査 議案書の 9 ページをお開きください。(議案第 5 号及び議案第 5 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

議長 説明が終わりました。これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、議案第 5 号の審議を終了いたしました。これより、議案第 5 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成であります。よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、第 9 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後2時00分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員